

第二条第七号の外装	5以上
第二条第八号の外装の荷物積載用部品	
第二条第九号の外装のアンテナ	
第二条第十号の突入防止装置	
第二条第十一号の突入防止装置及び突入防止装置取付装置	
第二条第十二号の座席	
第二条第十三号の座席及び頭部後傾抑止装置	
第二条第十四号の頭部後傾抑止装置	
第二条第十六号の乗降口の扉の開放防止装置	
第二条第二十号の前照灯洗浄器	
第二条第二十一号の前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置	12以上
第二条第二十二号の前部霧灯	
第二条第二十三号の車幅灯	5以上
第二条第二十四号の尾灯	
第二条第二十五号の制動灯	
第二条第二十六号の補助制動灯	
第二条第二十七号の前部上側端灯	
第二条第二十八号の後部上側端灯	8以上
第二条第二十九号の側方灯	
第二条第三十号の後部霧灯	
第二条第三十一号の駐車灯	
第二条第三十二号の後退灯	4以上
第二条第三十三号の前部反射器	
第二条第三十四号の側方反射器	8以上
第二条第三十五号の後部反射器	
第二条第三十七号の警告器の警報音発生装置	5以上
第二条第三十八号の警告器	
第二条第四十号の停止表示器材	5以上
第二条第四十一号の方向指示器	

第二条第四十二号の後写鏡	8以上
第二条第四十三号の後写鏡及び後写鏡取付装置	
第二条第四十四号の速度計	

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中道路運送車両の保安基準第一条、第三十条、第三十一条、第四十七条、第六十一条の二、第六十二条の二、第六十五条及び別表第一から別表第八までの改正規定並びに次条（道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の四中「第二条第十四号」を「第二条第十七号」に改める部分、同令第六十三条中「第二条第十五号」を「第二条第十八号」に改める部分、同令附則第一百項及び第百二項を削る部分並びに同令第十八号様式の三及び第二十二号様式を改める部分を除く。）、附則第三条及び第六条の規定は平成十五年十月一日から施行する。

第二条 道路運送車両法施行規則の一部改正（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第三十六条第五項及び第六項を次のように改める。

5 国土交通大臣が指定する自動車（法第十六条第一項の規定により抹消登録を受けたもの及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納されたものを除く。）について新規検査を申請する者は、当該自動車に道路運送車両の保安基準第三十条第一項の基準（同令第五十八条の規定に基づく告示により当該基準が適用されないこととされている自動車にあつては、当該基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準）に適合するものであることを証する書面を提出しなければならない。

6 法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車（以下「型式指定自動車」という。）、法第七十五条の二第一項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車（以下「一酸化炭素等発散防止装置指定自動車」という。）、及び国土交通大臣が指定する自動車（法第十六条第一項の規定により抹消登録を受けたもの及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納されたものを除く。）について新規検査を申請する者は、当該自動車が道路運送車両の保安基準第三十一条第二項の基準（同令第五十八条の規定に基づく告示により当該基準が適用されないこととされている自動車にあつては、当該基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準）のうち、国土交通大臣が指定するものに適合するものであることを証する書面を提出しなければならない。

第三十六条第七項中「第三十条第二項」を「第三十条第一項」に改め、同項第一号中「法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車」を「型式指定自動車」に、「同条第四項」を「法第七十五条第四項」に改め、同項第二号中「法第七十五条の二第一項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車」を「一酸化炭素等発散防止装置指定自動車」に改める。

第六十二条の四中「第二条第十四号」を「第二条第十七号」に、「第三十条第二項」を「第三十条第一項」に改める。

第六十三条中「第二条第十五号」を「第二条第十八号」に、「次の各号に掲げる」を「道路運送車両の保安基準第三十一条第二項及び第三項の」に改め、「基準」の下に「のうち、国土交通大臣が指定するもの」を加え、同条各号を削る。

附則第一百項及び第百二項を削る。